

< 実施方針等に関する質問回答 >

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
1	実施方針	2	第1	1	(6)		事業範囲	事業者が行う備品等保守管理業務と市が行う什器備品保守管理業務の業務区分をご教示願います。	要求水準書(案)P.51の通り、本事業における備品等保守管理業務は維持管理業務を実施するうえで必須となる備品等の保守管理を指し、その他運営上必要となる備品等の保守管理は業務範囲外とします。	
2	実施方針	2	第1	1	(6) (7)		事業範囲 市が実施する業務	備品等保守管理業務及び環境衛生管理業務について、(6)の事業範囲と(7)の市が実施する業務が重複していますので、(7)の市が実施する什器備品保守管理業務及び環境衛生管理業務(廃棄物処理等)について、具体的にお示し下さい。	本事業における環境衛生管理業務は、要求水準書(案)P.52～53に定める通りであり、その他運営上必要となる環境衛生管理業務は業務範囲外とします。 什器備品保守管理業務については、No.1の回答を参照ください。	
3	実施方針	2	第1	1	(6) (7)		事業範囲 市が実施する業務	(7)の市が実施する業務のうち、指定管理者が行う業務について、具体的にお示しください。	要求水準書(案)【平成29年6月16日、名古屋市】のP3「図表3 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担」において、指定管理者(運営事業者)が行う業務を示しております。	
4	実施方針	2	第1	1	(6) (7)		事業範囲 市が実施する業務	事業者と指定管理者が行う業務のうち、連携が必要な業務について、具体的にお示しください。	本業務の遂行にあたっては各種業務の連携が必要と考えております。具体的な例としては、催事利用時における維持管理業務の時間調整、施設の催事のスケジュール、大規模催事開催時における建築物・建築設備へのクレーム対応及び施設設備の状態に係る情報共有等が想定されますが、それに限らず必要に応じて随時連携を実施してください。	
5	実施方針	2	第1	1	(6) (7)		事業範囲 市が実施する業務	指定管理者との連携について、事業者が指定管理者の指示の下に行う業務はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が指定管理者の直接指示の下に行う業務はありません。ただし、締結した事業契約書に基づいて、必要な連携を実施してください。状況に応じ、本市及びPFI事業者、指定管理者が情報共有や協議を行える場を設ける予定です。	
6	実施方針	3	第1	1	(7)	イ	市が実施する業務 本施設の維持管理に関する業務	市が実施する業務の中に環境衛生管理業務の記載がありますが、要求水準書(案)の52ページの環境衛生管理業務以外の業務は市が実施するという理解で宜しいでしょうか。	その予定です。	
7	実施方針	3	第1	1	(10)	ウ	事業スケジュール(予定) 維持管理期間	既存施設の維持管理期間について、事業スケジュール(案)では、平成33年4月からの20年間となっていますが、「早期に施設整備を終えることを可能とした場合には、当該期間を短縮し、既存施設の維持管理も短縮する」とあります。工期短縮はどのような評価対象となるのでしょうか。	評価方法について、入札公告時に公表する落札者決定基準にて示します。	
8	実施方針	3	第1	1	(10)	エ	事業スケジュール(予定) 開館準備期間	本施設の引渡日の定義と致しましては供用開始日の前日となるとの理解でよろしいでしょうか。もしくは開館準備期間の前日となるとの理解でよろしいでしょうか。	新施設の引渡日は開館準備期間の前日となります。	
9	実施方針	3	第1	1	(10)		事業スケジュール(予定)	工期短縮により新施設の維持管理期間の終了が早まる場合、事業終了後から平成53年3月までの期間における維持管理業務はどのような契約形態をとるのかご教示ください。	維持管理期間の終了を以て、本事業の終了とします。	
10	実施方針	3	第1	1	(10)		事業スケジュール(予定)	早期に施設整備を終えることが可能な場合の維持管理期間が19年3か月となっていますが、この場合の開館準備期間や供用開始時期についてご教示ください。	早期に施設整備を終えることが可能な場合、開館準備期間は引渡日の翌日から3か月間とし、供用開始時期も同様に前倒しとなります。	
11	実施方針	4	第1	1	(11)	ア (7)	事業者の収入に関する事項 施設整備に係る対価	施設整備費用に相当する対価のうち一定額を設計・建設期間中に支払うとの記載がございますが、本施設の引渡日以降(維持管理期間)において、お支払い頂く部分はございませんでしょうか。	施設整備費用に相当する対価のうち一定額については、引渡日以降においてお支払いする部分があります。支払方法の詳細は入札説明書等に示します。	
12	実施方針	3	第1	1	(11)	ア (1)	事業者の収入に関する事項 維持管理に係る対価	早期に施設整備を終えることを可能にした場合、新施設の維持管理期間の始期を早め、そこから19年3ヶ月間の維持管理業務を実施するとあります。既設施設の維持管理期間の始まりと同じ時期の想定されているのでしょうか。	新施設の施設整備が早期に終わった場合でも、既存施設の維持管理業務は平成33年4月から開始することとします。	

＜ 実施方針等に関する質問回答 ＞

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
13	実施方針	6	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	官民対話の実施から入札書の提出までの期間が短いため、資格審査結果の通知後、可能な限り早い時期に官民対話を実施いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえスケジュールについては検討致します。具体的なスケジュールは、入札説明書等にて示します。
14	実施方針	6	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	入札説明書等に関する質問受付締切(2回目)は、官民対話の後に予定いただけないでしょうか。	入札説明書等に関する質問受付締切(2回目)は実施方針に記載の通りの実施を予定しております。
15	実施方針	6	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	「入札説明書等に関する質問回答の公表(2回目)」について少なくとも一か月前倒しにいただけないでしょうか。現スケジュールですと入札書・提案書提出までの期間が短く、質疑回答及び官民対話内容を提案に反映することが困難です。	No.13 の回答を参照ください。
16	実施方針	9	第2	4	(1)			応募者の参加要件等	ウの名古屋市指名停止要綱の別表第2の2独占禁止法違反行為にある排除措置命令等において、指名停止を受けた場合、本事業の資格喪失に関しては、命令の確定をもって指名停止措置が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	本市の通知をもって指名停止措置がされるという理解で結構です。
17	実施方針	9	第2	4	(1)			応募者の参加要件等	ウの名古屋市指名停止要綱に基づき公正取引委員会より排除措置命令等を受けた時、想定されている基本協定及び事業契約上の取扱いをご教示ください。 本事業の入札に関する事以外で排除措置命令を受けた場合、基本協定の解除あるいは事業契約を締結しない、事業契約の解除の事由に該当するのでしょうか。 また、本事業の入札に関する事以外で排除措置命令を受けた場合、基本協定の解除に伴う違約金は発生するのでしょうか。	入札説明書等にて示します。
18	実施方針	9	第2	4	(2)	ア	(ア)	応募各社の参加要件 新施設の設計にあたる者	左記項目に関しては、「名古屋市長約規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること」と記載されておりますが、登録年度に関しては、「参加表明の受付」が開始される時点で登録が完了していれば良いと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	実施方針	10	第2	4	(2)	ア	(ア)	応募各社の参加要件 新施設の設計にあたる者	「平成元年4月1日以降、公告日の前日までに～」は工事の着工、竣工どちらを示していますか。	設計の完成(竣工)を示しています。
20	実施方針	10	第2	4	(2)	ウ	(ウ)	応募各社の参加要件 新施設の建設にあたる者	「平成元年4月1日以降、公告日の前日までに～」は工事の着工、竣工どちらを示していますか。	工事の完成(竣工)を示しています。
21	実施方針	10	第2	4	(2)	エ	(エ)	応募各社の参加要件 維持管理にあたる者	1年以上の建築物(公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館)の維持管理の実績を有する者であることとなっております。記載の建築物のいずれか一つの管理実績があれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	実施方針	10	第2	4	(2)			応募各社の参加要件	応募各社の参加要件で維持管理会社の要件はありますが、運営会社の要件はありますか。	応募各社が必ず満たさなければならない参加要件等は実施方針P.8～9に規定する通りです。このうち、新施設の設計、工事監理、建設及び本施設の維持管理の各業務にあたる者は、実施方針P.10に記載する参加要件をそれぞれ満たす必要があります。
23	実施方針	10	第2	4	(2)			応募各社の参加要件	PCOが1年以上の建築物(会議施設等)の包括的運営管理実績を有する場合、本件の参加要件を有するとみなされますか。	「包括的運営管理」に建築物(公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館)の維持管理業務が含まれる場合は、本施設の維持管理にあたる者の資格要件を満たすと判断します。なお、応募各社が必ず満たさなければならない参加要件等は実施方針P.8～9に規定する通りです。
24	実施方針	12	第2	5	(3)	イ	(イ)	基礎審査	「入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあること」と記載されていますが、入札説明書等において予定価格が公示されるご予定ですか。	入札公告において、予定価格を公表します。

＜実施方針等に関する質問回答＞

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
25	実施方針	12	第2	5	(3)	イ	(7)	基礎審査	予定価格が設定される場合、施設整備費と維持管理費の想定割合をお示ください。	ご意見として承ります。
26	実施方針	12	第2	5	(3)	イ	(7)	基礎審査	予定価格が公示される場合、新施設と既存施設の維持管理費の想定割合をお示ください。	ご意見として承ります。
27	実施方針	12	第2	5	(3)	イ	(1)	総合評価	総合評価の評価基準の詳細についてご教示下さい。また総合評価では入札書に記載する金額は評価対象となるのでしょうか。	評価基準の詳細については、入札公告時に公表する落札者決定基準にて示します。
28	実施方針	13	第2	5	(3)	イ	(1)	総合評価	提案審査において参加者が多数になると見込まれる場合は、提案審査を多段階により実施するとありますが、どういった審査を想定されているのでしょうか。	提案審査の詳細は、入札説明書等に示します。
29	実施方針	13	第2	5	(4)			落札者の決定・公表	「落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格・・・」とありますが、この「事業契約の締結」とは、仮契約の締結を意味していますでしょうか、それとも名古屋市の議決を経た後の事業契約締結を意味しているのでしょうか。	名古屋市の議決を経た後の事業契約締結を指します。
30	実施方針	13	第2	5	(4)			落札者の決定・公表	不正2事由は、本事業に関する事由に限られるという理解でよろしいでしょうか。	本事業に関する事由に限るものではありません。
31	実施方針	14	第2	6	(2)			特別目的会社の設立等	実施方針の冒頭の用語の定義で【構成員】の箇所に「出資は構成員のみとする」とあります。一方で、14ページには「構成員全体の出資比率の合計は発行株式の総数の50%を超えるもの」との記述があります。構成員以外の出資者を想定しているということでしょうか。	ご理解の通りです。【構成員】の定義は「応募グループを構成する企業をいう。その全てが特別目的会社に必ず出資する。」として実施方針を修正します。
32	実施方針	14	第2	6	(3)			事業契約の締結	仮契約の締結日は、平成30年10月との理解でよろしいでしょうか。	本契約については平成30年10月頃を予定しておりますが、仮契約はそれより前に締結する予定です。
33	実施方針	14	第2	6	(3)			事業契約の締結	事業契約につき、名古屋市の議決日は、いつ頃を予定していますでしょうか。	平成30年9月議会で可決された場合、平成30年10月頃の予定です。
34	実施方針	16	第3	4	(2)	エ		モニタリングの実施時期及び概要 施設供用開始後（維持管理期間）	維持管理期間における市のモニタリングは随時及び定期的に実施するとありますが、想定されている頻度はどの程度でしょうか。	入札説明書にて示します。
35	実施方針	18	第3	4	(4)			モニタリング結果に対する措置	「市は、事業者に対してサービス購入料の減額及びその他の措置を講ずるものとする。」との記載がありますが、①「その他の措置」について、現在想定されている事項がありますか。 ②「減額」には割賦部分の支払い留保等の措置はないものとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書にて示します。
36	実施方針	19	第4	2				施設要件に関する事項 新施設	施設要件等に関する事項の表内、新施設 スポーツ機能と記載が御座いますが、具体的にどんなスポーツでの利用をお考えでしょうか。また、スポーツ利用に必要な機器や建物機能についてご教示ください。	特定のスポーツ専用利用は考えておりませんが、大型アリーナの利用拡大につながる器具、建物機能があればご提案ください。
37	実施方針	19	第4	2				施設要件に関する事項 新施設	アリーナ機能について「15,000席程度」とありますが、15,000席を下回る提案も可能との理解でよろしいでしょうか。席数の下限をご教示願います。	下限が15,000席とご理解ください。

＜ 実施方針等に関する質問回答 ＞

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
38	実施方針	19	第4	2			施設要件に関する事項 新施設	実施方針では「延床面積約45,000㎡」と記載されています。一方で、平成28年3月に公表された「大規模展示場の整備等に関する調査業務 報告書」の施設計画案では、「床面積 36,200㎡」と記載されています。延床面積を大幅に増やした主な理由につきまして、ご教示ください。また、「報告書」には概算額についての記載もありますが、延床面積の増加に合わせて、予算額の増加も検討されているとの理解でよろしいでしょうか。	新施設の延床面積は、要求水準書(案)P.22に示す諸室構成・面積を正とし、実施方針を修正します。したがって、新施設の延床面積について、平成28年3月に公表された「大規模展示場の整備等に関する調査業務 報告書」の記載内容から特段の変更はありません。	
39	実施方針 要求水準書 (案)	19 22	第4 第3	2 2	(1)	イ	施設要件に関する事項 新施設	実施方針P19では新施設の延床面積45,000㎡、要求水準書P22では諸室構成・面積の総合計が35,600㎡であり、要望諸室面積に対して約9,400㎡程度面積に余裕がございます。廊下等のバックヤードまたは事業者提案による付帯施設等を加え、35,600㎡以上の面積で提案すればよいと理解すればよいでしょうか。	No.38の回答を参照ください。	
40	実施方針 要求水準書 (案)	19 22	第4 第3	2 2	(1)	イ	施設要件に関する事項 新施設	延床面積約45,000㎡とありますが、「要求水準書(案)」の22ページに示す「諸室構成・面積」の面積規模を加えても約35,600㎡です。この差の根拠をお教えください。	No.38の回答を参照ください。	
41	実施方針	19	第4	2			施設要件に関する事項 既存施設	既存施設は維持管理期間中に築40年～50年となりますが、事業期間中は継続利用される前提でよろしかったでしょうか。既存施設と合わせて体制を構築するので継続利用を前提とするかで維持管理対価に変動が生じます。	ご理解の通りです。	
42	実施方針	19	第4	3			土地に関する事項	土地使用貸借契約に関わらず、市の承諾を得て、本敷地の測量や地質調査などの準備行為を行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	土地所有者である名古屋港管理組合等の関係者の調整が整えば可能と考えています。基本的には準備行為が早期に着手できるように調整を行います。	
43	実施方針	19	第4	3			土地に関する事項	土地使用貸借契約に係る議会の議決時期をご教示ください。施設整備期間を短縮する提案を行った場合、提案したスケジュールに従い、議決いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	土地使用貸借契約については、事業の実施スケジュールに基づき適切な時期に議会に諮ってまいります。なお、施設整備期間を短縮する提案がなされた場合は、無償貸付期間が短縮されることから、提案されたスケジュールに基づくものとします。	
44	実施方針	21	第6	3			金融機関と市との協議	「市は、事業者に対し資金提供を行う金融機関等の融資機関(融資団)と協議を行い、当該融資機関と直接協定(ダイレクトアグリーメント)を締結する場合があります。」と記載されておりますが、金融機関は本事業の継続性を確保するため、貴市と直接協定を締結したいと考えております。あくまで「場合がある」との規定ですが貴市としては締結を前提としているとの理解で宜しいでしょうか。	本市と融資機関との直接協定については締結を強制するものではありませんが、本市及び融資機関が協議を行い、必要と判断された場合には締結を行うことがあります。	
45	実施方針	23	第8	2	(1)		債務負担行為の設定	本事業の債務負担行為の設定に関する議案を平成29年度内定例会市会に提出する予定と記載されていますが、本年9月の特定事業の評価及び選定に合わせて公表されるとの理解でよろしいでしょうか。その際、予定価格も公表されますか。	特定事業の選定において債務負担行為の設定に関する情報の公表予定はありません。なお、予定価格は、入札公告時に公表する予定です。	
46	実施方針	資料 2-1		1	1・2		周辺住民等への対応	事業者が実施する業務に起因して対応が必要となるリスクは事業者が負うが、要因が既存施設と合わせあつての場合は、どのようにリスク分担するかご教示ください。	要因が双方にあると判断される場合のリスク分担については、その都度協議により検討することとします。	
47	実施方針	資料 2-1		1	3		第三者賠償	第三者賠償のうち、施設の劣化など維持管理の不備による事故等が事業者負担になっていますが、既存施設の劣化は事業者にとって過度な負担になるので、善管注意義務の範囲で負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
48	実施方針	資料 2-1		1	5		環境保全	事業予定地から環境保全すべきものの発見に関するものリスクは市の負担とありますが、土壌汚染も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P.42に示す通り、建設発生土の処分については、別途、関係者との協議等を進めており、入札公告時に条件等を提示することを予定しています。	

＜実施方針等に関する質問回答＞

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
49	実施方針	資料2-1		1	9			法制度(条例、税制度含)	本事業の施設整備、維持管理に直接の影響を及ぼす法制度には消費税法も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、消費税及び地方消費税の変動によるサービス購入料の改定は、実施方針資料3-6に規定しています。
50	実施方針	資料2-1		1	9			法制度(条例、税制度含)	市がリスクを分担される「本事業の施設整備、維持管理に直接の影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの」には設計・建設期間、維持管理期間とも消費税及び地方消費税の税率改定による費用の増加も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.49の回答を参照ください。
51	実施方針	資料2-1		1	17			不可抗力	不可抗力リスクについて事業者にも従負担の△が記されていますが、他のPFI事業では、維持管理・運営期間の不可抗力の費用負担を事業者に維持管理・運営費用の100分の1まで負担させる事業もありますが、本事業のように大規模な事業では100分の1を負担することは過度な負担となります。負担基準の範囲を狭くして頂くか緊急対応の項目を要求水準で定めて頂けませんか	不可抗力リスクの分担の詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
52	実施方針	資料2-1		1	17			不可抗力	事業者分担リスクが△とありますが、この△の意味を教えてください。	不可抗力リスクの分担の詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
53	実施方針	資料2-2		3	27			用地	土壌汚染対策工事に伴う工期延長、追加費用については、建設リスク 用地 27「地中障害やその他予見できない事項に関するもの」が適用され、市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P.42に示す通り、建設発生土の処分については、別途、調査及び関係者との協議等を進めており、入札公告時に条件等を提示することを予定しています。
54	実施方針	資料2-2		3	35			施設損傷	引渡し前に生じた損害が不可抗力による場合には、No.17の不可抗力リスクに記載の分担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
55	実施方針	資料2-2		4	39			施設瑕疵	事業期間中に新施設について瑕疵が見つかった場合には事業者のリスクとなっていますが、新施設の設計や建築について施設引渡しから1年間は事業者にはリスクがあるという認識で宜しいでしょうか。 (事業者が当該瑕疵を知っていたときや、構造耐力上主要な部分又は雨水の侵入を防止する部分について生じた場合等は施設等の引渡しの日から10年間)	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
56	実施方針	資料2-2		4	43			施設・設備損傷	事業者分担リスクが△とありますが、この△の意味を教えてください。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
57	実施方針	資料2-2		4	45			施設・設備損傷	「警備不備等による第三者の行為に起因するもの」が貴市リスクとなっております。例えば、利用者が施設や備品に損傷を与えたが、当該利用者特定できなかった場合については貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	特定できない利用者が与える損害については、基本的にはご理解の通りです。なお、第三者の行為に起因する損害への対応については、本市及びPFI事業者、指定管理者間で協議することを想定します。
58	実施方針	資料2-2		4	46			修繕費変動	「既存施設における修繕費の増減に関するもの」とありますが、「新施設における修繕費」ではないでしょうか。	ご指摘の通り、実施方針を「新施設における修繕費」に訂正いたします。
59	実施方針	資料2-2		4	46			修繕費変動	No.46既存施設における修繕費の増減に関するもののリスク分担が事業者となっておりますが、No.47においても既存施設における修繕の増減に関するもののリスク分担の記載があります。No.46は既存施設ではなく新施設の誤りでしょうか。	No.58の回答を参照ください。
60	実施方針	資料2-2		4	46・47			修繕費変動	運営や第三者の行為により修繕が発生した場合には市のリスクになるという認識で宜しいでしょうか。	No.57の回答を参照ください。

＜ 実施方針等に関する質問回答 ＞

No	資料名	箇所					項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目			
61	実施方針	資料 2-2		4	52		需要変動	※2において、「当初計画よりも著しく変動した場合において市と事業者が協議し、負担方法を定める」とのことですが、 ①著しく変動した場合とはどのような事象を想定されているのかご教示ください。 ②市と事業者が協議し負担方法をさだめることになっています。事業者には△印がありませんが、事業者も金銭的負担をするとの理解でよろしいでしょうか。	①について、需要変動により、想定する維持管理計画を実現できない事態が生じた場合を指します。②について、①を前提とする場合には、事業者の金銭的負担はないと考えています。
62	実施方針	資料 2-2		4	52		需要変動	需要変動リスクについて、事業者に「○」がついていませんが、注釈では当初計画よりも著しく変動した場合において市と事業者が協議し、負担方法を定めるとあります。どのように考えればよろしいでしょうか。本事業では運営業務が含まれていないため、需要変動リスクを事業者側が負担するのは難しいと思われま	No.61の回答を参照ください。
63	実施方針	資料 3-1		2	(1)	ア	構成される費用の内容	市が想定している土壌汚染対策に係る費用の提案については、調査実施前に金額が確定できません。 入札時における土壌汚染対策に係る費用の算出方法について、お示し下さい。	提案方法及び対価の支払い方法については、入札説明書等に示します。
64	実施方針	資料 3-1		2	(1)	ア	構成される費用の内容	調査結果に基づき土壌汚染対策費は変動しますので、サービス購入料Bの支払い対象から外し、「サービス購入料A」でお支払いいただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
65	実施方針	資料 3-1		2	(1)	ア	構成される費用の内容	提案時から土壌汚染対策費が変動した場合、その増減は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	提案方法及び対価の支払い方法については、入札説明書等に示します。
66	実施方針	資料 3-1		2	(1)	ア	構成される費用の内容	その他費用のうち、「上記に係る建中金利」とは、土壌汚染対策に係る費用に関する建中金利との理解でよろしいでしょうか。	設計・建設にかかる費用の建中金利を指します。実施方針を修正します。
67	実施方針	資料 3-1		2	(1)	ア	構成される費用の内容	新施設の設計・建設業務のうち割賦対価として、その他費用(土壌汚染対策費、建中金利、融資組成手数料など)が対象とされておりますが、設計・建設業務そのものの費用の一部も割賦対価に含まれるという理解でよろしいでしょうか。 資料3-1の表中で※ありがA、ながBという理解でよろしいでしょうか。	前者については、ご理解の通りです。後者については、※ありがB、ながAとなります。
68	実施方針	資料 3-2		2	(1)	イ	サービス購入料Aの支払方法	サービス購入料Aは出来高に応じて年度毎に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料Aは出来高に応じて支払うことを予定していますが、詳細は入札説明書等に示します。
69	実施方針	資料 3-2		2	(1)	イ	サービス購入料Aの支払方法	サービス購入料Aの支払いは消費税も含めての支払いとなるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料Aの対象となる費用にかかる消費税及び地方消費税は、サービス購入料Aに含めて支払います。詳細は入札説明書等に示します。
70	実施方針	資料 3-2		2	(2)	ア	サービス購入料B 算定方法等	適用金利の欄の注1は提案されたスプレッドを記載するとのことですが、事業者が提案するスプレッドにはSPCの利益税金等も含める等、事業者の判断にて決めてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
71	実施方針	資料 3-2		2	(2)	ア	サービス購入料B 算定方法等	その他の欄に、割賦部分の支払方法が記載されています。これは、割賦元金＋割賦手数料(非課税)にて元利均等払いとする平準化払いとは異なるものと思料いたしますが、具体的な支払い方式をご教示ください。	その他のに記載している内容は、端数処理等の金額の調整方法を記載したものです。割賦対価の支払い方法は記載のとおり「割賦元金＋割賦手数料(非課税)」の均等払いを想定しています。
72	実施方針	資料 3-3		2	(2)	イ	サービス購入料B サービス購入料の支払方法	「支払回数は、各年度分につき4回(平成33年度分は1回とし、計77回支払う。）」とのことですが、①工期短縮により引渡しが早まった場合でも平成33年度分は1回にて支払うとの理解でよろしいでしょうか。②この場合、初回の割賦手数料の算定は、引渡しから平成33年6月30日までの利息算定期間との理解でよろしいでしょうか。	工期短縮時のサービス購入料の支払方法(改定含む)に関する詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。

< 実施方針等に関する質問回答 >

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
73	実施方針	資料3-3		2	(3)	ア		サービス購入料C 構成される費用の内訳	維持管理業務に係る費用の中で、その他費用とありますが、この費用にはSPC運営費、保険費及び利益・税金等も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	実施方針	資料3-3		2	(3)			サービス購入料C	「事業者が事業提案書に記載した金額に基づき、固定された金額を支払う。」とのことですが、①固定した金額とは平準化払いと同じことでしょうか。②維持管理業務の中で、修繕業務がありますが、この費用も平準化での支払いとなるのでしょうかご教示ください。	①、②ともに、ご理解の通りです。
75	実施方針	資料3-3		2	(3)	イ		サービス購入料C 算定方法等	「維持管理期間中に計80回支払う」と記載されていますが、既存備品等移設業務費を除き、基本的に平準化された維持管理費が四半期毎に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	既存施設の維持管理業務のみを実施する維持管理期間については、新施設の維持管理分の費用は含まれません。
76	実施方針	資料3-3		2	(3)	イ		サービス購入料C 算定方法等	「支払い回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において年間支払額の4分の1相当額を維持管理期間中に80回支払う」とありますが、維持管理期間が短縮された場合も原則としては四半期ごとに支払い、最終支払時期で調整するとの理解でよろしいでしょうか。	工期短縮時のサービス購入料の支払方法(改定含む)に関する詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
77	実施方針	資料3-3		2	(3)	イ	(工)	サービス購入料C 算定方法等	維持管理業務に係る対価は「固定された金額を支払う、とありますが、(工)で平成33年度第1四半期から第3四半期は既存施設分のみを支払うとされていますので、既存施設と新施設それぞれの維持管理業務の対価について平準化して支払うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
78	実施方針	資料3-4		4	(1)	ア	(ウ)	サービス購入料A 改定方法	改定方法は、「契約締結月から着工月」を比較するとありますが、サービス購入料の算定が入札時であることから「入札月から着工月」に変更しただけでよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。
79	実施方針	資料3-4		4	(1)	ア	(ウ)	サービス購入料A 改定方法	改定方法は「契約締結日の属する指標値と新施設の着工日の属する月の指標値を比較し、」との記載がありますが、工事期間中の物価変動による改定はなされないとの理解でよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。
80	実施方針	資料3-5		4	(2)	ア		サービス購入料B 物価変動による改定	基準金利の改定基準日は平成43年4月1日であり、基準金利の設定は当日の2営業日前のTSRとするとの記載がございますが、工期短縮に伴い本施設の引渡日が早まった場合には、基準金利の設定は早まった引渡日の10年後の2営業日前のTSRとするとの認識でよろしいでしょうか。	基準金利の改定基準日は、事業終了日の10年前の2営業日前の予定です。詳細は入札説明書等に示します。
81	実施方針	資料3-6		4	(3)	ウ		サービス購入料C 平成N年度の改定方法	消費税率の改定を挟んだ際の改定率計算方法について「対象の指標を「その時点の消費税率+1」で除したものを改定率nの算定式の「平成(N-1)年9月の指標」として置き換える。」とありますが、当該計算方法ですと「平成(N-1)年9月の指標」が税抜となり、「平成X年9月の指標」が税込となるため正しい計算が行われぬと思われず、「平成(N-1)年9月の指標」、「平成X年9月の指標」共に対等条件となる計算方法としてください。	ご指摘を踏まえ、消費税率の改定を挟んだ際の改定率計算方法を見直し、実施方針を修正します。
82	実施方針	資料3-6		4	(3)	ウ		サービス購入料C 平成N年度の改定方法	毎月勤労統計賃金指数について、消費税の増減が直接的に反映される指標ではないと考えております。サービス対価の消費税相当分は当該変動にあわせて変更された消費税を貴市に負担頂くのは当然ですが、対価そのものを改定することは必要ないと考えます。	No. 81の回答を参照ください。
83	実施方針	資料3-6		4	(3)	オ		サービス購入料C 基準の切り替え	消費者物価指数についての記載がありますが、毎月勤労統計賃金指数の誤りでしょうか	ご指摘の通り、「毎月勤労統計賃金指数」に訂正いたします。

＜ 実施方針等に関する質問回答 ＞

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
84	その他							来場者用の駐車場は既存駐車場を利用すると思いますが、来場者用の立体駐車場を増設される計画はございますか。	来場者用の駐車場としては、既存の名古屋市国際展示場駐車場(立体駐車場)(1000台)及び名古屋市営金城ふ頭駐車場(5000台)を使用させていただきます。増設する計画はありません。	
85	要求水準書(案)	1	第1	3	(1)			運営事業者との連携について記載がありますが、事業者が運営事業者の指示の下に行う業務はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答を参照ください。	
86	要求水準書(案)	1	第1	3	(1)			「業務遂行にあたっては、運営事業者と連携しながら業務を進める」とのことですが、 ①ここでの連携とはどのようなことを想定されるのかご教示ください。 ②事業者はあくまで市との事業契約と見做しますので、運営事業者からの要望やクレーム等に対しては、市が窓口となり協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	①についてはNo.4の回答、②についてはNo.5の回答を参照ください。	
87	要求水準書(案)	3	第1	3	(3)			図表3 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担 運営事業者とPFI事業者で主たる担当者と従たる担当者に分けられる業務がありますが、主・従における業務内容等についてお示しください。	PFI事業者の業務範囲については、要求水準書(案)に示す各業務内容の通りです。	
88	要求水準書(案)	3	第1	3	(3)			図表3 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担 既存施設において、什器備品の管理業務が従たる担当者となっておりますが、既存施設の什器備品について開示してください。	入札説明書等に示します。	
89	要求水準書(案)	3	第1	3	(3)			図表3 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担 業務内容区分 運営 緊急対応業務について役割分担をお示しください。	運営に関する緊急対応業務は原則として指定管理者の業務範囲となり、設計・建設・維持管理に関する緊急対応業務は原則としてPFI事業者の業務範囲となります。このことを前提に、実施方針・要求水準書(案)を修正します。	
90	要求水準書(案)	3	第1	3	(3)			図表3に各業務の業務範囲が記載されていますが、既存施設の修繕業務において、 ①既存施設の修繕履歴は電子データ化されているのでしょうか。 ②事業者が行う修繕記録は新たにビルマネジメントシステム等を整備しデータ化しておく必要があるのでしょうか。ご教示ください。	①について、既存施設の修繕履歴はデータ化していません。 ②について、要求水準書(案)P.52を修正します。修繕履歴は電子媒体で管理することとしてください。システム等の導入は応募者の提案に委ねます。	
91	要求水準書(案)	3	第1	3	(3)			維持管理、修繕について、「※2:一定金額枠以上の修繕は市にて対応」、一定金額枠とは「1件当たりの上限額は300万円、年間上限額は3,000万円を想定」と記載されていますが、既存施設の維持管理業務の受託実績がある企業とそうでない企業の公平性を担保するため、既存施設の修繕については、年間3,000万円を上限に四半期毎の実費精算にいただけないでしょうか。	維持管理業務に係る対価につきましては、事業提案書においてご提案いただいた金額に基づき、固定された金額をお支払いすることを考えております。ただし、既存施設の修繕業務については、全事業者年間上限額での支払いとします。(実施方針 資料3-3 参照)	
92	要求水準書(案)	3	第1	3	(3)			一件、300万円を超える修繕工事が発生した場合、300万円を超える部分の工事の精算方法についてご教示ください。	要求水準書(案)P.52の通り、既存施設における1件300万円を超える修繕工事は市が別途実施するため、PFI事業者で精算を行う必要はありません。	
93	要求水準書(案)	5	第2	1	(1)	ア		一般人の立入りが制限され、保安対策の講じられる「隣接する岸壁側の敷地・通路」とは具体的にどのエリアを指しておりますでしょうか。制限線とエリアの位置を具体的に教示ください。	別添資料参照	
94	要求水準書(案)	5	第2	1	(1)	ア		「隣接する岸壁側の敷地や通路は利用できない」との記載がありますが、利用できない敷地や通路の範囲を明示いただけますでしょうか。	別添資料参照	
95	要求水準書(案)	8	第2	3	(1)			食品衛生法および食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の記載がありますが、本PFI事業の要求水準においてどの部分に関するものなのかご教示ください。	本事業の要求水準に該当部分がありませんので、ご指摘を踏まえ、要求水準書(案)から削除します。	

＜ 実施方針等に関する質問回答 ＞

No	資料名	箇所					項目	質問内容	回答	
		頁	章	節	項	目 号				
96	要求水準書 (案)	8	第2	3	(1)		法令	警備業法の記載がありますが、警備業法第4条の認定は、SPCが受けるのではなく、SPCから維持管理業務の警備業務を請け負う維持管理企業が受けているという理解で正しいでしょうか。	維持管理業務の警備業務は指定管理者が実施します。警備業法の適用を受ける業務を実施する場合は、ご理解の通りです。	
97	要求水準書 (案)	12	第2	4	(3)	ア	(7)	維持管理業務計画書	適切な維持管理業務計画を作成するため現状の維持管理業務を把握させて頂きたい。その為、点検報告書及び委託会社一覧表をご教示頂けますでしょうか。	現在の管理者(指定管理者)のノウハウに関わるため、開示できません。ただし、業務実施にあたり必要なものは、受注事業者には開示する予定です。
98	要求水準書 (案)	12	第2	4	(3)	ア	(7)	維持管理業務計画書	維持管理業務計画書、実施体制、マニュアルを維持管理開始の60日前までに提出するとありますが、既存施設で現管理会社で使用している業務計画、実施体制、マニュアルは、公平性の観点から入札公告時に公表頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	現在の管理者(指定管理者)のノウハウに関わるため、開示できません。ただし、業務実施にあたり必要なものは、受注事業者には開示する予定です。
99	要求水準書 (案)	12	第2	4	(3)	ア	(1)	維持管理業務に係る実施体制	適切な実施体制を敷く為に現在の勤務シフト表をご教示頂けますでしょうか。	現在の管理者(指定管理者)のノウハウに関わるため、開示できません。ただし、業務実施にあたり必要なものは、受注事業者には開示する予定です。
100	要求水準書 (案)	14	第2	5	(3)			事業の調整等に関する事項	工において、「総括責任者は市との連絡窓口となり」とありますが、総括責任者の役割は事業全体を確実に進捗させるために市と連絡、調整等を行う役割であり、個別の業務内容の確認を総括責任者を通じて行うのではなく、各業務に係る内容の確認等は、直接、各業務責任者等が行うとの理解でよろしいでしょうか。	連絡・調整に係る部分については基本的にご理解の通りですが、各業務に係る内容の確認等は、直接、各業務責任者が行うとご理解ください。
101	要求水準書 (案)	15	第2	6	(2)	イ	(7)	責任者の配置	維持管理業務開始後において、総括責任者は必ずしも現地に常駐している必要はないとの認識でよろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。
102	要求水準書 (案)	15	第2	6	(2)	イ	(7)	責任者の配置	「総括責任者が各業務責任者及び他の職員を指揮監督し」とありますが、他の職員とは総括業務を行う職員を指すとの理解でよろしいでしょうか。その他企業の職員の監督は各業務責任者が行うべきかと思慮します。	総括責任者が行う指揮監督とは、各担当者への直接的な指揮監督ではなく、業務全般の掌握及び各業務責任者への指揮監督により、本事業全般の管理監督を行うことです。他の職員には、総括業務を行う職員だけではなく、各責任者の監督対象にあたらぬ職員がいる場合はそれも含まれます。
103	要求水準書 (案)	15	第2	6	(2)	イ	(7)	責任者の配置	総括責任者の役割は、主に事業全体の進捗管理、市及び各企業間の調整業務であり、個別の業務を直接指揮する役割ではないとの理解でよろしいでしょうか。	No.100の回答を参照ください。
104	要求水準書 (案)	15	第2	6	(2)	イ	(ウ)	責任者の配置	設計・建設期間から維持管理期間で変更することは可能とありますが、代表企業から選出しなければならない等の規定はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
105	要求水準書 (案)	16	第2	8	(1)			事業期間終了時における施設のあり方	貴市が修繕業務を担当し竣工後相当年数を経過している既存施設について、本項目で記載の状態になることを事業者が約束することはできません。新施設のみを指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ご指摘を踏まえ、要求水準書(案)を修正します。
106	要求水準書 (案)	17	第2	10	(2)			光熱水費及び通信費等の負担	名港管理組合が徴収する港湾環境整備負担金について記載がありませんが、事業者は負担する必要がないまたは徴収対象とならないとの理解でよろしいでしょうか。	徴収対象とならないとの理解で結構です。
107	要求水準書 (案)	17	第2	10	(2)			光熱水費及び通信費等の負担	光熱水費の負担は、運営事業者の行う事業を含めてすべて貴市による負担ということでしょうか。維持管理業務のみの場合、算出の仕方をご教示ください。	各施設の維持管理業務に係る光熱水費は、市が負担します。
108	要求水準書 (案)	18	第2	13				事業期間終了時の要求水準	60年の長期修繕計画ですが、期間が長く実効性の薄いものになってしまうため40年としていただけないでしょうか。	ご要望を踏まえ、長期修繕計画の対象期間は40年間とし、要求水準書(案)を修正します。

＜ 実施方針等に関する質問回答 ＞

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
109	要求水準書(案)	18	第2	13				事業期間終了時の要求水準	長期修繕計画はあくまで計画であり、事業期間における修繕計画が履行義務を負うものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、対象施設の機能及び性能を適切に維持するとともにライフサイクルコストの低減を図るようにしてください。
110	要求水準書(案)	18	第2	13				事業期間終了時の要求水準	「建物竣工時においてはライフサイクルを60年間とした長期修繕計画を策定し」とありますが、 ①提案書提出時において60年間の長期修繕計画を作成し提出することとよろしいでしょうか。 ②この長期修繕計画は、新施設のみとの理解でよろしいでしょうか。	①について、入札説明書等に示します。 ②について、要求水準書P.52に定める通り、新施設及び既存施設ともに長期修繕計画を提出していただけます。なお、新施設の事業期間は40年間、既存施設の事業期間は20年間として長期修繕計画を策定することとし、要求水準書(案)を修正します。
111	要求水準書(案)	18	第2	14	(1)			打合せ記録の作成	「原則として予算の執行を伴うもの」と記載されていますが、業務費用の対象になるという意味でしょうか。	サービス購入料の支払いの対象に含まれる業務の実施に係る打合せについては、記録の作成を行ってください。
112	要求水準書(案)	20	第3	1	(4)			実施体制	「総括責任者は設計、建設、工事監理のいずれかの責任者が重複して務めることができる」とのことですが、工事監理も総括責任者と重複して務めることができるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ、「総括責任者は設計、建設のいずれかの責任者が重複して務めることができる」に要求水準書(案)を修正します。
113	要求水準書(案)	21	第3	2	(1)	ア	(ア)	大型見本市への対応	P21以降の各ページに北、北東等方向に関する記述されておりますが、要求水準書内の敷地図に方位(オリエンテーション)の記載が御座いません。要求水準書内、各方向に関する記載は資料1:敷地位置図における方位と整合しているものとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
114	要求水準書(案)	21	第3	2	(1)	ア	(ア)	大型見本市への対応	大型見本市への対応、コンサート等の開催可能な施設利用への対応と記載されていますが、市が想定されている年間プログラム(展示・コンサートの割合、稼働率等)をお示し下さい。	新施設の稼働率としては、展示会やコンサートを合わせて約70%(稼働日数約240日)を見込んでおります。
115	要求水準書(案)	21	第3	2	(1)	ア	(ア)	大型見本市への対応	本事業にないホテル・コンベンション(会議)機能の整備時期、整備内容をご教示願います。	コンベンション施設について、整備時期は平成33～34年度を、整備内容は、展示面積の拡張により不足する会議施設及び飲食施設の設置を予定しています。 なお、ホテルについては、別途民間事業者が建設を予定しています。
116	要求水準書(案)	22	第3	2	(1)	イ		施設規模の構成等について	目安の面積が記載されていますが、その目安とは概ね±何%程度なのかご教示願います。	展示室については延床面積20,000㎡以上を必ず確保してください。展示関連、アリーナ関連、共用、管理部門の面積については、概ね±10%内の範囲内とします。その他諸室は、ご提案ください。
117	要求水準書(案)	22	第3	2	(1)	イ		施設規模の構成等について	実施方針で「アリーナ機能15,000席程度」が挙げられていますが、可動席(ロールバック)5,800席、残り9,200席は折りたたみ椅子との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
118	要求水準書(案)	23	第3	2	(2)	ア		外観計画	異国情緒が感じられるような施設デザインとありますが、現時点で想定されているデザイン(案)・考え方がありましたらご教示願います。	「異国情緒」については、名古屋港管理組合が定める名古屋港景観基本計画に示される基本理念に基づいています。なお、現時点で想定している具体的なデザイン(案)・考え方は特にありません。
119	要求水準書(案)	23	第3	2	(2)	イ		配置・ボリューム計画	「ペDESTリアンデッキを確保すること」とは「ペDESTリアンデッキを本事業にて整備すること」と理解すればよいでしょうか。	ご理解の通りです。
120	要求水準書(案)	23	第3	2	(2)	イ		配置・ボリューム計画	「金城ふ頭駅と第2・第3展示場との歩行者のアクセスを確保し、一般歩行者の解放性が確保されたペDESTリアンデッキを確保すること」とあり、今回の新施設事業用地や既存施設用地外にペDESTリアンデッキを設置すると理解できます。その場合の設置可能位置など各種規制がありましたらご教示願います。	要求水準書(案)の「資料8 動線計画図(図表 2階動線図)」に示す、「他展示館等来場者動線」については、別途名古屋市が設置を行うペDESTリアンデッキです。接続予定位置については「資料8 動線計画図(図表 2階動線図)」の通りです。その他のペDESTリアンデッキについては、事業者で設置いただけます。

< 実施方針等に関する質問回答 >

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
121	要求水準書 (案)	23	第3	2	(2)	ウ	(ア)	建物へのアクセス(歩行者) b デッキレベル	「あおなみ線金城ふ頭駅からメインエトランスまでの区間は、幅員5m程度の通路屋根を設けること(事業者は、対象範囲部分を整備担当)」とありますが、対象範囲部分はどちらの資料から読み取れますでしょうか。	対象範囲は、敷地内です。通路屋根の位置はご提案をお願いします。
122	要求水準書 (案)	23	第3	2	(2)	ウ	(ア)	建物へのアクセス(歩行者) b デッキレベル	現在、金城ふ頭の水上バス乗り場へのアクセスについては、新施設の事業用地内にアクセスルートが確保されているものと見受けられます。新施設のプラン検討にあたり、水上バス乗り場のチケット売り場、アクセスルートは現状のままと想定すればよろしいでしょうか。	水上バス乗り場、チケット売り場は現状のままと想定していただければ結構です。アクセスルートに関しては、新たに設置するベデストリアンデッキからアクセスするなど、金城ふ頭全体のアクセスを考慮したご提案をお願いします。
123	要求水準書 (案)	24	第3	2	(2)	ウ	(イ)	建物へのアクセス(車両)	要求水準書内に総じて記載されております「関係者」とはどのような方を指しておりますでしょうか。関係者の定義をご教示をお願い申し上げます。	本項目については、主催者、出展者、出演者等、一般来場者との区別が必要な方々を関係者とします。
124	要求水準書 (案)	24	第3	2	(2)	ウ	(イ)	建物へのアクセス(車両)	「また、関係者、保守・点検作業員の出入口(関係者出入口)は、展示場北側の関係者動線との関係を確保し、デッキ下部に配置すること。」とありますが、(関係者出入口)は、展示場北側の関係者動線との関係を確保とは具体的にどのような状況を指しているのでしょうか。	本項目の関係者動線は施設内の関係者動線を意味します。同動線と関連づけた出入口の配置をご提案ください。
125	要求水準書 (案)	24	第3	2	(2)	ウ	(イ)	建物へのアクセス(車両)	「搬入トラックの40台以上の待機スペースを確保」とありますが、待機スペースの面積の把握のため、搬入トラックの内訳(2t、4t、10t(ウイング車を含む)の各台数)はどのように想定すればよろしいのかご教示願います。	10tトラックにて40台確保する前提です。
126	要求水準書 (案)	24	第3	2	(2)	ウ	(ウ)	建物内動線	「一時的に多数の来場者が滞留するのに適当なスペースを確保すること。」とありますが、何人程度が滞流できるスペースを想定されているのでしょうか。	滞留スペースの規模はご提案をお願いします。
127	要求水準書 (案)	24	第3	2	(2)	エ		平面計画	展示室を移動間仕切りで分割することを想定されていますが、「資料7:各階参考平面図」を拝見しますと等分割ではなく、北西側から2:1:1:2の割合で4分割する意図が見られますが、こちらは一つの設計条件として理解した方がよろしいでしょうか。	分割規模は、ご提案を妨げるものではありませんが、新たなご提案がある場合は、分割規模の合理性についてご説明ください。
128	要求水準書 (案)	24	第3	2	(2)	エ		平面計画	「2万㎡以上の整形かつ無柱な展示空間を確保」とありますが、「資料7:各階参考平面図」の展示室はP24:整形な展示空間の範囲内と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
129	要求水準書 (案)	26	第3	2	(2)	ク		福祉計画	外国人に配慮した多言語表示とありますが、何ヶ国語程度を想定しているかご教示願います。P28に記載のある4ヶ国語(日本語、英語、中国語(簡体字)、ハングル)が最低基準と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。名古屋市多言語情報発信ガイドラインに基づき、4ヶ国語(日本語、英語、中国語(簡体字)、ハングル)となります。
130	要求水準書 (案)	26	第3	2	(2)	コ		維持管理計画	MICE開催ニーズの変化や情報通信技術等への変更対応について記載があります。通信技術等の技術革新によってMICE主催者の設備ニーズが変更になった場合の設備変更リスクは貴市負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
131	要求水準書 (案)	27	第3	2	(2)	サ	(イ)	駐車場計画	(エ)駐車場計画の「関係者駐車場」と「関係者駐車スペース」の定義・意味は同義でしょうか。	ご理解の通りです。
132	要求水準書 (案)	27	第3	2	(2)	サ	(イ)	駐車場計画	名古屋市駐車場条例の対象区域でしょうか。また、附置義務に必要な駐車施設の隔地は認められますでしょうか。	名古屋市駐車場条例の対象区域ですが、駐車場に関しては、現在の国際展示場の立体駐車場と金城ふ頭駐車場に附置義務に必要な駐車場は賅っております。そのため、搬入搬出車両、関係者車両の駐車場のご提案をお願いします。

＜ 実施方針等に関する質問回答 ＞

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
133	要求水準書(案)	31	第3	2	(4)	コ		雷保護設備	JIS規格とありますが、旧JIS規格(JIS A4201-1992)又は新JIS規格(JIS A4201-2003)のどちらを採用してもよろしいでしょうか。	旧JIS規格、新JIS規格のどちらを採用していただいても構いませんが、混在して設置することはできません。
134	要求水準書(案)	32	第3	2	(4)	ス		情報表示設備	「災害時において避難誘導やテレビ映像の表示が可能な電子掲示板設備の配線用空配管及び電源を設置すること」とありますが、光による点滅式避難誘導システムまでは不要と考えて宜しいでしょうか。	ご提案に委ねる予定です。
135	要求水準書(案)	34	第3	2	(6)	オ		衛生器具設備	衛生機器については、展示場をベースに数量を設定するとの理解でよろしいでしょうか。	新施設の稼働率としては、展示会やコンサートを合わせて約70%(稼働日数約240日)を見込んでおります。これをもとにご提案ください。
136	要求水準書(案)	34	第3	2	(6)	オ		衛生器具設備	現地説明会時、「器具数については提案による。コンサート時は仮設トイレが良い。」との事でしたが、簡易な汲み取り式でよろしいでしょうか。設置場所を特定し、汚水排水口を用意したほうがよろしいでしょうか。	ご提案に委ねる予定です。
137	要求水準書(案)	35	第3	2	(8)	ア	(7)	基本方針	可動席とは「移動観覧席」と理解すればよいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、用語については「移動式観覧席」とし、要求水準書(案)を修正します。
138	要求水準書(案)	35	第3	2	(8)	ア	(ウ)	遮音・音響性能	「周辺の事業者の営業活動に対して支障がでない性能を確保すること」と記載されていますが、周辺事業者とはアンジェロープ(結婚式場)という理解でよろしいでしょうか。	現時点で立地する施設では、アンジェロープ、武田テパオーシャンアリーナ、あおなみ線金城ふ頭駅を想定していますが、今後の状況に応じてご判断ください。
139	要求水準書(案)	35	第3	2	(8)	ア	(ウ)	遮音・音響性能	遮音・音響性能について、「周辺の事業者の営業活動に対して支障がでない性能を確保すること」と記載されていますが、一方で外装計画では展示会利用に障害をきたさない遮音性(P25)との記載もあります。過剰な遮音性能にならないように、遮音性能について基準値をお示しいただけないでしょうか。	対象地区は、騒音に係る環境基準の地域の類型(平成27年度名古屋告示第353号)のC地域に該当します。当該基準を満たすよう、遮音性能を含む防音措置のご提案をお願いします。
140	要求水準書(案)	35	第3	2	(8)	ア	(ウ)	遮音・音響性能	(ウ)映像・音響設備において、同時通訳装置を導入できるようにすることとありますが、同時通訳装置は市が別途導入するということでしょうか。	同時通訳装置は主催者等が持ち込むことを想定しています。
141	要求水準書(案)	36	第3	2	(8)	ア	(カ)	照明設備	「床面照度を1,500lx以上を確保すること」とありますが、床面全域に対して照度1,500lx以上を確保する必要がありますでしょうか。	照明照度は、展示会の利用形態に応じた水準とし、要求水準書(案)を修正します。バスケット、バレーボール等のコートは、国際大会を前提に、1,500lx以上の照度を確保する必要がありますが、当該照度が必要な場合は、競技主催者が対応するものとします。
142	要求水準書(案)	37	第3	2	(8)	キ		敷地内屋外施設	P37:一般車両駐車マス約30台はP27:関係者駐車場と同じ内容を指しているのでしょうか。また、P37:大型車両駐車マス約40台はP27:搬入トラックの待機スペースと同じ内容を指しているのでしょうか。	ご理解の通りです。
143	要求水準書(案)	37	第3	2	(8)	キ		敷地内屋外施設	P37:「キ敷地内屋外施設・バス乗降バース、タクシーバースは敷地外で確保するため、本計画に含まない。」とありますが、具体的に敷地外のどの位置に設置予定でしょうか。	現在の国際展示場の敷地内のバス乗降バース、タクシーバースを使用します。(別添資料参照)
144	要求水準書(案)	38	第3	3	(2)			業務の実施体制	「設計担当者には提案書に明示したものを配置すること」と記載されていますが、担当者の実績や経験等、業務を遂行する能力を示せばよく、人の特定までは必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	提案書には担当者を特定いただけます。なお、要求水準書(案)P.38の通り、担当者の追加・変更に当たっては、市に変更理由書を提出し、承認を得ることとします。
145	要求水準書(案)	39	第3	3	(3)	イ		設計変更	運営事業者により事業者に対し、設計変更の要望を直接求められることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

< 実施方針等に関する質問回答 >

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
146	要求水準書(案)	44	第3	4	(3)	オ		什器備品設置業務	リース方式による調達には市にとってメリットがあると判断する場合に承認の余地があると読み取れますが、入札前に確認していただけるのでしょうか。	入札後に判断します。
147	要求水準書(案)	44	第3	4	(3)	オ		什器備品設置業務	事業費全体の抑制については市のメリットになるとの理解でよろしいでしょうか。	設置から維持管理までのトータルコストの縮減に繋がる什器備品の調達であれば、市のメリットであると考えます。
148	要求水準書(案)	44	第3	4	(3)	オ		什器備品設置業務	本項最後に「維持管理に要する費用は運営事業者が負担」とありますが、P51-第4-2-(4)では「本施設に設置される什器備品のうち、維持管理業務を実施するうえで必須となる備品等の保守管理を行うこと」とありため、この場合の費用負担が本件維持管理業務、運営事業者(指定管理者)のどちらになるのかご教示ください。	要求水準書(案)P.44に定める什器備品設置業務で設置する什器備品の維持管理は、運営事業者の負担となります。一方で、P51-第4-2-(4)備品等保守管理業務について、維持管理業務を実施するうえで必須となる備品等の保守管理は、PFI事業者の費用負担となります。
149	要求水準書(案)	46	第4	1	(3)			対象施設	維持管理業務の対象範囲は、外構を含む「本施設全体」となっているが、具体的に範囲及び面積等諸元をお教えください。(現地見学会では、既存展示場施設の東側道路及びその東側公園エリアも対象と説明されていましたが、配布資料にはその説明がありません。)	対象範囲について、別添資料を参照ください。なお、ご指摘を踏まえ、「既存施設」に関する用語の定義を実施方針・要求水準書(案)ともに修正し、要求水準書(案)別添資料5に図面を追加します。
150	要求水準書(案)	46	第4	1	(4)			業務区分	維持管理業務についての記載がありますが、事業者側から防火管理者の選任を行う必要はあるのでしょうか。ご教示願います。	防火管理者の選任は必要です。管理権限者としての責務の範囲は、消防用設備等の点検・整備並びに避難及び防火上必要な構造及び設備の維持管理等を予定していますが、指定管理者との調整を踏まえ、事業契約書にて明記するものとします。
151	要求水準書(案)	47	第4	2				業務の要求水準	既存施設について現状が本項目に記載されている要求水準を満たしていないと考えられますが、事業者による維持管理業務開始後の管理レベルをどのように考えればよろしいのでしょうか。引き継いだ段階の状態からやむを得ない経年劣化を許容するレベルでよろしいでしょうか。	既存施設の管理レベルは現状と同等以上とします。既存施設の部材や設備等について、維持管理業務開始前に状態確認を行うこととし、実施方針・要求水準書(案)ともに修正します。
152	要求水準書(案)	49	第4	2	(2)	ア		運転監視業務	既存施設の設備運転監視・制御場所をご教示ください。	第3展示館の西側にあるエネルギーセンターです。
153	要求水準書(案)	49	第4	2	(2)	ウ		定期保守点検業務	ウに「メーカー独自の機能を有し、他者での定期点検が難しい設備においては」とありますが、既存施設においてそのような設備機器等がありますでしょうか。ある場合、設備システム、機器の詳細、過去の機器メンテナンス保守契約の詳細等をご教示ください。	別添資料参照
154	要求水準書(案)	51	第4	2	(3)			既存備品等移設業務	対象備品は新第1展示館竣工まで、現第1展示場に置いておけるという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。
155	要求水準書(案)	51	第4	2	(4)			備品等保守管理業務	費用見積を行うため、既存の什器備品についての劣化状況をご教示願います。	別添資料に記載する各什器備品の受入年月日より想定ください。
156	要求水準書(案)	51	第4	2	(4)			備品等保守管理業務	業務範囲について、事業者と運営事業者との役割分担、責任所在等をご教示願います。	No.1の回答を参照ください。
157	要求水準書(案)	51	第4	2	(4)			備品等保守管理業務	備品の貸出業務は運営事業者が担うと想定されますが、貸出時の破損等による補修、修繕は運営事業者の負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	貸出備品の管理に関しては、ご理解の通りです。

＜ 実施方針等に関する質問回答 ＞

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
158	要求水準書 (案)	51	第4	2	(4)			備品等保守管理業務	第三者による破損で、帰責者が不明な場合は、市の負担でよろしいでしょうか。	No.57の回答を参照ください。
159	要求水準書 (案)	51	第4	2	(5)			外構施設保守管理業務	「機能上、安全上また美観上、適切な状態に保つこと」と記載されていますが、既存施設程度にするという理解でよろしいでしょうか。	既存施設については、現状と同等以上の水準とします。
160	要求水準書 (案)	51	第4	2	(6)			修繕業務	「備品等保守管理業務の対象外となる什器備品は対象としない」と記載されていますが、対象となる什器備品について具体的に明示いただけますでしょうか。	対象となる什器備品については、維持管理業務を実施するうえで必須となる備品等を事業者で判断してください。
161	要求水準書 (案)	52	第4	2	(6)	イ		既存施設における修繕の実施	修繕について、1件上限額300万円を超えるもの。年間上限額3000万円を超えたものについては貴市負担と認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
162	要求水準書 (案)	52	第4	2	(6)	イ		既存施設における修繕の実施	既存施設の過去10年間の機器更新・修繕履歴をご教示頂けますでしょうか。	過去5年間の修繕工事履歴につきまして、別添資料をご参照ください。
163	要求水準書 (案)	52	第4	2	(6)	イ		既存施設における修繕の実施	既存施設の修繕対価については、全事業者年間上限額での提案としていただけないでしょうか。既存施設の老朽化状況は現行維持管理業者しか分かりません。そのため、現行事業者だけが既存施設の修繕対価の削減提案をできることとなり、公平性に欠けると思われます。	ご指摘の通り、既存施設の修繕対価については、全事業者年間上限額での提案を求めるものとします。詳細は入札説明書等に示します。
164	要求水準書 (案)	53	第4	2	(8)			植栽管理業務	「適切な方法により、周辺環境と調和した美観を保持すること」と記載されていますが、既存施設における現状をベースという理解でよろしいでしょうか。	No.159の回答を参照ください。
165	要求水準書 (案)	54	第5	2	(1)			統括マネジメント業務	「総括責任者は、個別業務の業務責任者をはじめとする従事者を管理監督すること」と記載されていますが、個別業務の従事者まで管理することは困難であると思慮します。総括責任者の役割は、本事業の目的、方針に全従事者を向かわせ、事業全体を適切に進捗させるための仕組みをつくり、適切に事業を進ませることにあるとの理解でよろしいでしょうか。	No.102の回答を参照ください。
166	要求水準書 (案)	55	第5	2	(2)	ア	(イ)	業務水準	(イ)業務水準に、「市の事前承認を得た予算を適正に、執行し、」との記載があります。この業務は、実施方針ページ17「モニタリングの実施時期及び概要」才財務状況(事業期間)において記載されている財務の状況についての報告提出と同じ業務を指すものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の業務水準は、事業期間中における、予算作成、経費の執行・管理及び決算管理を行うことを定めたものです。実施方針に記載の内容は、市が定期に実施する財務状況のモニタリングに係る内容を記載しています。なお、実施方針に定める通り、モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、入札説明書等に示します。
167	要求水準書 (案)	別紙 1						業務実施体制図	本事業における維持管理業務担当企業、または協力企業は、貴市が別途選定する運営事業者に応募することは可能ですか。	現在公募している指定管理者については可能です。
168	要求水準書 (案) 添付資料7	1							「資料7:各階参考平面図」について、要求水準書に記載のない内容については「参考」として資料15同様に「提案を妨げるものではない」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
169	要求水準書 (案) 添付資料8	1							「資料8:動線計画図」において当該計画敷地北西部の紫色の点線は何を指していらっしゃるのでしょうか。	ペDESTリアンデッキの下部区分を示しています。

< 実施方針等に関する質問回答 >

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
170	要求水準書 (案) 添付資料8	1							「資料8:動線計画図」において敷地内の「デッキ」から、ホテル・コンベンション施設予定地に接続するペデストリアンデッキと見受けられる表現が2箇所ございます。これらは、要求水準書P23・イにて記載されている「ペデストリアンデッキ」と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘のホテル・コンベンション施設予定地に接続するペデストリアンデッキは西側1か所となります。要求水準書(案)添付資料8の図面を修正します。
171	要求水準書 (案) 添付資料8	1							「資料8:動線計画図」において搬出入ルートを当該計画敷地北東に設定されています。また、要求水準書においてトラックの搬入ルートが指定されていますが、警察協議によるものでしょうか。	警察協議によるものではありませんが、搬入トラックの滞留がメキシコ大通の交通に支障を与えないよう計画したものです。
172	要求水準書 (案) 添付資料10	1	2					注意事項	運営内容に合わせて数量を提案することとありますが、運営業務が本事業に含まれておりません。応札時には当該数量についてご教示ください。	当該数量の扱いについては、入札説明書等に示します。
173	要求水準書 (案) 添付資料10	1	2					注意事項	数量Bは、運営内容にあわせて数量を提案することになっていますが、運営内容がわかる資料をご提示いただけますでしょうか。	当該数量の扱いについては、入札説明書等に示します。
174	要求水準書 (案) 添付資料								今回提示しただけなかった添付資料について、入札公告時よりも前倒して提示いただくことは可能でしょうか。特にインフラ敷設状況は、施設計画や工事計画に大きな影響を及ぼす為、早めのご提示を希望します。	要求水準書(案)の添付資料として「資料6 インフラ敷設状況」を追加します。
175	要求水準書 (案) 添付資料								地盤の情報がございませんが、入札公告時にいただけるという理解でよろしいでしょうか	要求水準書(案)の添付資料として「資料16 地盤調査図」を追加します。